

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

(第5回) 会議録

会議年月日	平成24年6月22日(金)		
開会	午前10時00分	閉会	午前11時45分
場所	5階 議場		
出席委員 (9名)	委員長 橋尾泰博 副委員長：房安 光 委員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章 上紙光春、上田孝春、上杉栄一		
欠席委員	なし		
委員外出席	石田憲太郎、平野真理子、太田縁、寺坂寛夫、山田延孝、角谷敏男、 谷口秀夫		
事務局職員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出席説明員	総務部長：羽場 恭一 次長兼行財政改革課長：河村 敏 庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐：竹内 一敏 庁舎整備局主任：宮崎 学 庁舎整備局専門監：前田喜代和		
傍聴者	14名(別添のとおり)		
傍聴者(報道)	日本海新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、建設工業新聞、 山陰中央テレビ、いなばぴょんぴょんネット、日本海ケーブルネット ワーク、日本海テレビ		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備考			

午前10時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 おはようございます。

() おはようございます。

◆橋尾泰博 委員長 本日は6月議会の会期中の最中でございますけれども、本日、第5回鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を招集をさせていただきました。委員各位におかれましても御審議のほど、よろしくお願いを申したいと思っております。それでは、今日お配りをいたしておりますレジュメに沿って議事を進行させていただきたいというふうに思いますが、総務部長の方から1点報告事項があるということでございますので、部長の方から報告をお願いいたします。

○羽場恭一 総務部長 はい、おはようございます。総務部長羽場でございます。お手元の方に資料で1枚ものものでお配りさせていただいております合併特例債の延長につきましてでございます。これは、先の去年の国会でも上がっておりまして、継審ということで今国会に上がっておりまして、これが8日の日、市議会の開会の日には衆議院を全会一致で通過しております。それが、20日付けで参議院の方でも可決ということになったということでございます。詳細につきましては河村次長の方から御報告させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、河村課長。

○河村 敏 次長兼行財政改革課長 はい。お手元に配布してある資料を御覧ください。法律名は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案ということで、先ほど総務部長が説明したとおり、衆議院本会議で平成24年6月20日全会一致で可決ということでありまして。鳥取市が関係ありますのは、2番の延長の期間の①です。被災市町村以外ということで、現行では合併年度及びそれに続く10年というのが15年になるということで、鳥取市の例で言えばこれまでは平成26年度まで活用できたということで、この法律が施行されますと5年延びまして平成31年度まで合併特例債が活用できるということになります。

3番に施行期日ということを書いておりますけれども、公布の日ということで、これは、まだ調べて見たところ公布になっておりませんが、総務省に問い合わせたところ、可決後速やかに公布をしたいということですので、私どもが考えれば今月中には公布されるのではないかとこのように思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。ただいま報告を受けました案件、合併特例債の期間延長5年が国会の方で決定をしたということでございます。以上報告とさせていただきます。それでは、資料の確認をさせていただきたいというふうに思います。今日、皆様方にお配りをいたしておりますのは、住民投票の折に比較検討表、条例案の検討委員会で御決定をいただいたものの2号案の内容を記載しているペーパー、それから2月頃だったんでしょうか、山本氏案が出されまして、条例案の検討委員会にも提出をされた資料と、それから、今後の議会日程のカレンダー並びに視察先の調査事項というペーパーをお出しをいたしております。皆様のお手元に配布済みでしょうか。御確認をいただきたいと思います。よろしゅうございます

か。

() はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは、2番の今後の進め方ということについて、私の方から御提案をさせていただきたいと思います。はい。私の説明の後でお願いをしたいと思います。先日の第4回の特別委員会におきまして、山本参考人に委員会に御出席をいただき、20億の積算根拠の御説明をいただきました、御説明をいただいて、皆様方に1回で、全て御理解をいただくということは、現実的には不可能だというふうな思いがいたしております、この山本氏の御説明をいただいた事項について疑問点、あるいはこういうことをもっと議論を深めたい、あるいはこういうことを山本氏に再度お伺いをしたいというようなこともあろうと思いますので、今後の審議を進めさせていただく中で、現実には前回の委員会にも出ておりましたけれども、免震工事、増築部分、そして半地下駐車場と広場というような3点セットという発言も出ておりましたので、審議事項を全て一括で審議すると非常にいろんな意見が出てくると思いますので、問題点をひとつひとつ整理をしながら進めさせていただけたらというふうに思っております。具体的に申し上げます、免震工事を審議のテーマとするという委員会であれば、本庁舎の免震工事を集中的に審議をする。そして一応の合意が図れば次の増築部分の審議に入るというようなかたちで進めさせていただけたらというふうに思っております。

それと、市議会カレンダー6月から9月までの日程表をお出しをさせていただいております。副委員長とも相談を申し上げ、事の重大さも勘案しながら審議を進めていかなければならないという考えの下に御提案をさせていただきたいというふうに思いますが、議会の日程も立て込んでおりますので、私の方から申し上げさせていただきます。今日、22日が第5回の特別委員会でございます。第6回の特別委員会を25日の月曜日、6月議会の最終日でございますけれども、この日に2時から第6回を招集させていただけたらというふうに思っておりますし、第7回の特別委員会を7月の2日10時から、第8回の市庁舎特別委員会を9日1時から、今度は9回目ですか、9回目が7月の17日午後2時から、それから10回目でございますけれども、7月の30日1時から、それから8月の6日でございますが、6日を午後2時半から、今当面その辺までの日程を副委員長さんとお話をし、議会の日程等も勘案しながら、この日だったら委員の皆様のお都合を聞き、確認をさせていただいてもし御了解がいただけるようであれば、この日程に沿って特別委員会の議事を進めさせていただけたらというふうに思います。

大変申し訳ございませんが、手帳等を確認をしていただいて、この日はどうしても都合が悪いというようなかたがあれば発言をいただきたいと思います。いいですか。それでは、大変厳しい日程だと思いますけれども、何分、事が事でございますので御審議の方をよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。それでは、上田委員の方からお願いをいたします。

◆上田孝春 委員 今後の進め方というかたちになるので、この特別委員会はやっぱりお互いに確認、共通認識をしておかないといけんじゃないかなという、ちょっと思いがするもので、あえて申し上げさせていただきますけれども、先般の6月定例の一般質問等々や、またいろんな意見を聞く中で、やはりそういった確認をしておかないといけんし、共通認識をしておかないといけんというちょっと思いがするのは、まずこの庁舎問題の件ですけれども、今年の8月23

日に市民からの住民投票を求める請求が出て、賛成少数で否決をされた。そのときの否決の大きな理由というかたちで、新築移転とこちらに対案がないという大きな理由の中で否決をされたわけですが、その後、議会の方としてやはり対案をつくって住民投票をしようというふうなことで、1号案、2号案、対案をつくって住民投票に至ったわけですが、住民投票に至るまでに代表者会、検討会等々で、住民投票の内容についていろいろと議論をしてきたというふうに思います。

3月議会においては、夜を徹して委員会をしたり、それから会期延長をして、3月議会、議会として条例案を提案したというわけです。この条例案、1号案、2号案とも、議会、会派全会一致、さらには議員全会一致で出した条例案だというふうに私は認識をしておりますし、採決したときにも全会一致でその条例案が可決されたわけです。やはりこういった条例案の経過というものをしっかりお互いに確認しておかないといけんというふうに思います。そして、住民投票をやった。そして第2号案が支持をされたわけですが、特別委員会においても、この第2号案をより住民に示した、住民投票で示した内容でしっかりと実現するようにやっついこうというかたちで、この特別委員会も設置されているというふうに思いますし、それから、住民投票が済んだ後にも、各会派の代表もこの住民投票で出た結果を尊重して、しっかりとこれに対して市民に伝えていくというふうなかたちで話があったというふうに思います。

ですから、我々この特別委員会、先ほど申し上げましたように、全会一致、全議員一致の下でこの条例案がなされたものだというかたちで、一部の者が出した案だというふうな1つの認識は、もう既にそういったものを経過、済んでいるということの中で、全会一致でこういったものが今日ここまできているということをやったり認識をした上で、これから先も議論進めていかなければいけないし、それからよりいいものをつくっていくと。この特別委員会の中でよりいいものをやはり市民に方向性を出していくということが、この議会の、委員会の大きな使命だというふうに思っておりますので、その辺、今更というふうも思われるかもしれませんが、この1号案、2号案は、全会、全議員一致の下で提案をしてきて、市民にその審判を受けたという経緯があることをお互いに確認をした上で、この委員会を進めてほしいなというふうにちょっと申し上げておきたいなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。ただいまの上田委員の方から確認という意味での御提案がございました。各委員の皆様方、ただいま上田委員が申されたお考えでよろしいということで、確認を取らせていただけますでしょうか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 全会一致で、この第1号、2号案、これはまさにその通りだというふうに思っております。残念なのは、全会一致ではあったんだけど、2号案の内容というのは非常にフアジーというよりも、数字が上がった中で、全く中の検討がなされていないような状況の中で、この2号案が出されたというふうに私は思っております。ですから、3点セットとその金額については全会一致、その内容について、この検討会の中では議論に入れなかった。ですから、結果としては、比較対照表の中で十分な市民に情報を提供することはできなかった。これは我々議会の責任であるということは、この本定例会で私も議場で申し上げたとおりであります。ですから、この全会一致というのは20億8,000万円、この3点セットについては全会一致、まさ

に、これからその内容を検証する場でありますから、よりいいものにしていこうという上田委員の意見については、全くそうだというふうに思っております。

ただ、これはあくまでも我々は20億8,000万円というのをしっかり精査をして、それで何ができるか、どうかたちのものが示されるかということは私たちの責務だと、責任だというふうに、この委員会の責任だというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。その他の委員で発言されるかたありますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。私も上田委員の先ほど説明をされたことにつきましては認識をしております。全会一致を旨とする検討会で了承されたこと、それで、本委員会に出されているものは議会案であるというその経過というものは十分承知をしておりますが、先ほど、上杉委員の方からもありましたように、その検討会の内容というのは、まずは建設費20億8,000万、ここが認められていたわけですね、長い議論の中で。その当初案、20億8,000万の当初案を、この本委員会でその内容をどこまで検証できるのかということが私たちの使命でございますので、全会一致であるがゆえにその内容というのは大変重たいと、そういうふうに認識をしております。そういった意味でこの当初案について、これから委員長のお諮りの中で、この委員会が進められるようお願いをしたいと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。20億8,000万円、それから3点セットということは、全議員御確認をいただいているわけでございますが、委員の御意見を聞かせていただいております、この3点セット、20億8,000万円、これをより精度の高いと言いますか、密度の高い計画に練り上げていこうという各委員の思いは一緒だろうというふうに思いますので、今3名の委員さんから御意見をいただきましたけれども、今後の審議の進め方については、皆様御確認の上審議に入らせていただくということで、確認をさせていただきたいと思っております。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今、言われました20億8,000万云々というのは、私もそのように思います。それで、全会一致であったということは、今ね、こうやって確認をしてるわけですけども、私もこの6月議会のいろいろ議論を聞いておまして、特にこの20億8,000万円、なかなか無理じゃないかって、23名の議員が思っているということが出たときにね、人のことまで勝手に言われてしまったんですが、やっぱりそういうことを聞くと私も不安になりました。

全会一致でやったのにね、そんなことを今更言ってどうするんだと。だけれども、ここで確認をされれば私は問題はないと思います。それで、よりよいものにしていくということがありましたけれども、ほんとにしつこく言わせていただきますけれども、ほんとによりよくしていこうと思えば、市の関わり方というのは、私どうもまだまだ納得できておりませんで、やっぱりそれはちょっと言い続けたいと思うんですけども、ちょっと1つだけ確認というか、わからないことがあるんで聞かせていただきたいんですが、部長、基本計画に匹敵するぐらいまで議会でもまとめてもらいたいということをおっしゃったんですが、基本計画案と、新築のですよ、案と素案というのがありましたよね、素案、素案ね。どんなところをイメージしてそのように言われたのかというのがちょっと今1つわからないので、どういうところまで議会に期待され

ているのかというのを、ちょっと今わかれば教えていただけませんか、ちょっと整理する上で。

◆橋尾泰博 委員長 羽場総務部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。第2回の、3回目でしたか、その特別委員会の中でも、私は基本計画に匹敵するものという表現を使わせていただきました。今、特に伊藤委員が持っておられるような、そういった製本になったようなものというイメージではございませんが、実現可能と言えますか、より市民にとって防災上の観点とかいろんな観点から、具体性で市民が納得できるようなものを議会の方で詰めていただきたいなという思いでございました。まだ、先ほどからの議論の中でも私どもも思っておりますけど、まだまだ不透明な部分、それからわかりにくい部分っていうのがまだ内容的にはあるというふうに、私どもも理解しておりますので、そういったより具体的なもので市民に議会の方からでもお示しいただいて、市民の方もこれはいい耐震改修できるんだらうなということがイメージできるような、そういったこれから議論が始まっていくんだらうと思っておりますけども、特別委員会の中でも、そういった内容の精査をしていただいて、ということで表現的には基本計画のことを使いましたけども、そういったより具体的なもので市民がイメージできるようなものという意味合いでございました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今後の進め方っていうことで、そうやっていろいろ不透明な部分を感じておられるっていうことは、今のお話でわかったんですけども、どういったことが当局、結局執行者になるわけですね、最終的には、そうでしょう。市がどういうことを本当に前回も話を聞いて、いろいろ思われているっていうことは、私たちわかりませんから、それで、どういった観点で市民に今言われた説明がつくような中身だとか、そういったものをどのように考えているのかというのがわからないので、例えば、当局が疑問に思っていることだとか、ここはどういうことなんだということは提示してもらえるのかどうかっていうかね、それがないと本当にこっちもわかりませんし、ただ、思っているだけではいけないと思っておりますので、そういったことが、ちょっと私見えてこないの、議会だけでいいものができるのかなというはあるんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。伊藤委員に申し上げます。この特別委員会は現本庁舎で、20億8,000万でどういう具体性のあるものをきちんと固めるかということの特別委員会の使命でございますから、特別委員会の委員の皆さん方で御審議をいただいて、きちんとした方向性が決まれば委員の皆様方の総意を持って、執行部の方にこういうかたちで市庁舎整備の具体的な作業に入っていただきたいということを要請するという大きな使命がございますので、これから審議を深めていく段階でございますので、お気持ちはよくわかりますけれども、今後の委員会の審議の経緯を見ながら、特別委員会の方で判断をさせていただきたいというふうに思います。この点につきましてはこれで切らせていただきたいというふうに思います。

ただいまこの今後の進め方について基本的な方針あるいは日程の割り振り、それから、審議するテーマについて、大変基本的な方針を述べさせていただきましたけれども、そのようなかたちで今後説明させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、3番の視

察についてということも議題といたしたいと思います。今日を含めまして、今、視察の先を、静岡県の裾野市、それから東京都の荒川区役所、それから東京都の江東区役所、この3カ所の視察を副委員長並びに事務局と相談しながら、候補として御提案をさせていただきたいというふうに思います。日程は、7月の25日から27日にかけての2泊3日という予定を考えております。裾野市さんは、平成24年の1月、今年の1月でございますけれども、耐震改修で柱頭免震工法で工事を完了されたというところでございますし、東京都荒川区は、これも同じく柱頭免震改修で昨年の11月に工事を完了しておられます。それから東京都の江東区役所でございますが、これも柱頭免震工法で現在工事の最中だということでございます。

調査事項といたしましては、まず市庁舎整備に関係をいたしまして、市庁舎整備の検討経過について、工程・工法の検討について、工事中における市民・職員の安全管理等について、それから地元工事業者に対する受注機会拡大の取り組みについてというようなことを、こういうことが調査できればというふうに考えておりますし、庁舎の概要につきましては、庁舎のコンセプトについて、エコオフィスに対する具体的取り組みについて、ワンストップサービスに対する具体的取り組みについて、ノーマライゼーションに対する具体的取り組みについてというようなことを、実際、実施をされた現場の役所に行かせていただいて、どういう御苦労があったのか、あるいは実施をしてみてやはりここは改善点だなというようなことがあれば、そういう生の声を聞かせていただいて、我々の計画に反映をさせていただけたらというふうに考えております。と申しますのは、今日を含めて、1、2、3、4、5回特別委員会の審議がございます。5回審議をすれば各委員の皆さんの、この市庁舎に対する、この整備に対する考え方ということも固まってくるかと思っておりますので、それをさらに現場に行かしていただいて密度を高めていくというような考え方でおります。というようなことで御提案を申し上げたいんですけれども、委員の皆さんの方で御意見等、あるいはこういう調査項目も増やしたらどうかというような点がございましたら、御発言をいただきたいというふうに思います。よろしく願います。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 内容はそれはそれでというふうに思うんですけど、これ執行部は同行するんですか、しないんですか。

◆橋尾泰博 委員長 まだ、正式に要請はいたしておりませんが、内々では執行部の総務部長と市庁舎整備局長については我々と一緒に同行して、同じ目線で現場を見ていただきたいというお話はしております。その他ございますか。それでは御意見もないようでございますので、受け入れ先との交渉等もございますので、この計画で具体的な日程を詰めさせていただきまして、また、日程がきちんと固まりましたら委員の皆様方には御通知申し上げたいというふうに思います。では、そのように取り計らわせていただきます。

それでは次の4番目の参考人への質問についてということも議題にいたしたいと思います。先日、山本参考人の方から長時間にわたり御説明をいただき、委員の皆さんからも多くの御質問をいただきました。説明をいただき、また資料も手元にお渡しをして、お目通しをいただいたと思います。まだまだいろんな御質問があろうかと思っておりますので、今日は参考人の説明を受けてのことを議題といたしたいと思います。どなたからでも結構でございます。発言をお願い

をいたします。

◆桑田達也 委員 これは参考人の説明を受けて全般的な感想というか、具体的な中身についての議論ということになりますか、ちょっとその辺を確認させてください。

◆橋尾泰博 委員長 はい。山本参考人も東京にお住まいでございますので、この委員会の都度に、御出席をお願いをするっていうことは現実的には不可能だというふうに思います。それで、こないだの説明を聞いていただいて、こういうことをもっと委員会として議論をしてほしいとか、先日の山本参考人の説明ではこういうことがよくわからないと、やっぱりこういう点については再度山本参考人の方にきちんとした回答をいただきたいとか、そういうことがあるかと思えます。ですから、我々が建設に関しては素人でございますから、委員会の中で1つの問題提起をされて結論を導き出すということは非常に難しいんだろーと思えますので、やはりそれは提案をされた専門家の山本氏にその根拠というか、きちんとした説明をまた返していただく、それをまた委員会の方にお返しをするというようなかたちで、進めさせていただきたいというふうに思います。ですから、今日出た意見でこれは山本さんに再度お伺いをしないといかんということがあれば、それを1つのペーパーにまとめさせていただいて山本さんにこの間の説明ではようわからんというようなことがあれば、そういうことを繰り返しやらせていただくという考えでおります。

◆房安 光 副委員長 いいですか、確認ですけども。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 質問等々についての、いわゆるたたき台となる資料ですね、どれを基にしてやるのかと、これまで何点か出ていますよね。この前示されたので多分4回ぐらい出ていると思うんですけども、どれを原点にして議論をやっていくのか、あるいは質問をしていくのかというところを、確認をしておかないといけないと思えますので、その点を進めていただきたいと思うんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 今、房安副委員長の方から問題整理の上で、どの資料をまず最初のスタートの議論に持っていくかということでございます。今日皆さんのお手元に4枚もののペーパーをお渡ししているかと思えます。これが条例案の検討委員会の折に出された資料であります。それで、金額が19億9,670万、それから先日山本参考人が持ってこられた資料も金額としては19億9,670万の金額でありました。ただ、この中に書かれております積算根拠、これは若干基本的なところは変わってはおりませんでしたけれども、数字の、この間もちょっと説明の中で申されましたけども、住民投票が終わったあとで市役所の地下に下りたり、あるいは県庁だとかいろんな地元の業者さんだとかに見積もり等をやって、具体的な数字に近い部分が出てきたと、それによって工事費が安くあがるだろうというもとに、その差額を改修の部分については、全面改修するのか、あるいは部分改修するのかによって違ってくるということで、その改修の部分にその差額を回されたというかたちの報告を受けたわけでございますけれども、住民投票にB案というかたちで出しましたのは、今日皆様方にお渡ししたこの4枚もののペーパーの資料が基で、市民の皆さんに住民投票というかたちで御判断をいただいたわけですから、やはり話を進めていく出発点というのは、その住民投票の検討会で議論したこの資料がスタートにな

るんだろうというふうに思います。ということで考えておりますが、いかがでしょうか。島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** はい。今、橋尾委員長の方から出発点はどこだということでおっしゃられました。私も橋尾委員長が言われたように、住民投票のときに市民にお示した段階でのこの資料が出発点になると思います。ただ、先ほど橋尾委員長の方から、先日の参考人が持ってこられたものが基本的には変わっていないというようなお言葉があったんですけども、ものすごく変わっている部分があったんですよ。新第2庁舎の建設方法、市民の皆さんにお示したときには、今日の資料にもありますけれども、第3庁舎と言いますか、新第2庁舎は免震構造を基本として積算していると、この前参考人が出されたのは耐震でした。耐震と免震じゃ全然建設費等も変わってくるんですよ。

ですから、先日はやはり参考人のより良い耐震化をしたいという思いはよくわかったんですけども、やはり最初に示していただいたこの第2号案の中身の精査をまずしていただきたいということと、先日の委員会の中で私もいろいろ見積もり取ったら安くなったとか、今、橋尾委員長もおっしゃられましたけども、その見積もりの根拠が全然我々見えないので、この前も申しあげましたように、そういう資料等もしっかりと出していただいて、私たちが素人ですから、専門家の意見も聞きたいと思っています。ですから、しっかりそういう根拠となる資料を委員会として参考人が出していただけるのであれば出していただいて、それを検討していく。我々も検討会までに専門家の意見等も聞きたいというふうには思いますし、本会議でも市長の方がそういう検討する上で根拠を試算するようなことが必要というふうになれば、予算計上でも厭わないというようなこともおっしゃられましたので、そういうきっちりと市民が納得できる耐震改修案、まずスタートとなる先ほど委員長がおっしゃられた市民に提示した最終的な今日の資料にあるところの精査をしていただきたいというふうに、私は考えております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございました。桑田委員。

◆**桑田達也 委員** はい。私も、この参考人への質問についてということにつきましては、今後のこの委員会の進め方ということにも触れるのかもしれませんが、まず、先ほど私がこの当初案ということを行いましたのは、委員からも出ましたけども、この山本案それ自体が過去4回ですか、そういうふうにこの変遷を見てきていると、第4回の先回の委員会においても、当初市民に私たち議会が全会一致で示したその内容が基本的なところが大きく変わっていると、このことはやはり大きな問題であろうと思いますし、また、工期のことについても、先ほど執行部の方から衆参両委員会での合併特例債が可決を見たということですが、先回の委員会は14日でございます、その時点でこの山本さん自身が、推測に基づいた計画案を持ってこられること自体が私はいかなるものなのかなというふうに思うわけでございますけども、いずれにしても、この当初案それがこの一体何だったのかということ、まずこの委員会ではっきりしなければ、次の議論に進まないのではないかなというのが率直な感想であります。

ですから、最初から私が申し上げておりますように、検討会でお示しいただいたその案についての、山本氏案についてのまず資料をいただいて、その上でこの委員会を原則に基づいて、市民に示した原則に基づいてこの委員会を進めていかなくは市民に対しての説明責任も議会

としてつかないのではないかなと、こういうふうには私は思いますので一言その点を、指摘をさせていただきます。今後の進め方についてお諮りいただきたいと思います。参考人の再招致につきましても、そのような観点から必要があれば再招致もお願いをしたい、このように思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。その他ありますか。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 今、島谷さんや桑田さんの方からお話がありましたけども、やはり出てくるたびに、資料の中身がちょっと変わってきておりますので、やはり我々としては住民投票にかけた時点のものをベースにして、中身を精査するということが重要なんだろうと思うんです。当然単価の見直し等については、同じことをやる上で単価が動くというようなことは、それは当然あるかと思えますけども、例えば、外構工事費なんていうのがごっそりなくなっているんですね、この間の説明なんか聞きますとね。いろんな部分でそういったところが見受けられますので、やはりここは住民投票でお示した時点のものについて、まずきちっと資料なり、説明なりということが必要なんだろうと思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今、3人の委員が発言されたわけですがけれども、一番大きな私が非常に不審と言いますか、疑問に思うのは、新第2庁舎、これ、当初は免震ということという話だったんですけど、そうではなくて、免震のイメージで皆が進んできておったわけなんです、新第2庁舎は。こちらの現庁舎はもちろん免震改修するわけですから、だから新しい新第2庁舎もおそらく免震でいこうと。それは何故かと言うと、ここに防災拠点と言うか、防災機能を持つてくるということになった場合に、なぜ、これが免震でなくて耐震改修になるのかなというたいへん大きな疑問点があるわけなんです。そういったことについて、事業費の問題ももちろんあるだろうというふうに思っておりますけれども、基本的にこの事業を進めるにあたって、防災の拠点の観点からすれば、この耐震でいかれるという理由というのは、もう一度これは山本先生にも聞いてみたいというふうに思っておりますし、これからその3点セットの1つずつ、委員長の方で確認していくんだという話であったというふうに思っておりますけれども、これは進めていただければというふうに思っておりますし、この間の話では20億8,000万という数字にこだわるようなかたちの中で内容は変えたけども数字は合わせたということ自体についても、やはり数字合わせだということで先生がおっしゃったわけでありまして、本当にそういうことが計算されているのかなということはやっぱり、そういう疑問が残るわけでありまして。

ですから、私は、山本先生の方には、これはおそらくまた知見の活用というかたちになるかというふうに思っておりますけれども、その、それぞれの今出された数値に対しての、要するにその基礎資料と言いますか、それをそれぞれ出していきたいというふうに思っております。他のそれこそ建築の状況の単価を、それを積算をして、平米×なんぼというかたちでされておられるわけでありまして、県の建築士協会に出したやつは積み上げたかたちの数字が結果としてこれになりましたというかたちになっておるわけですので、これはボランティアというかたちにはもちろんならんわけですから、ある程度それこそ予算を組んだ中で、このあたりの数値は出していきたい。それからもう1点は、結果としてこの20億8,000万円の数字は聞いていますと、要するに商工会議所だったり、あるいは県庁であったり、あるいは

他の建物であったり、実際に要するに請負価格、設計金額ではないわけですよね。基本的には、例えば設計価格が1億円としたときに、請け負った価格が例えば8割、2割受けたらそれは8,000万で請けた。結果として、この20億8,000万というのは正に請負価格、非常に厳しい数字がたぶん出ているんじゃないかなというふうに思っております。ゆとりのない、もうこれ、ギチギチの数字で、一番その周辺の分の請け負った価格をそのまま積算したかたちになっておるわけですから、この数字で例えばいろんな付帯工事があつたりしたときに、果たしてそういう20億の中での膨らみと言いますか、そういったこともかなり出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、私は、他のそれこそ同等のところからした請負金額じゃなくして、やはりこの積み上げた金額、そういったものを正に山本先生の方から提示していただいて、それをやはりこの委員会で検討し、それを了とする中で執行部の方に、言ってみればある程度基本計画の素案的なもののできたところで執行部サイドに渡すという方向にしていくべきではないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。委員各位よりたくさん御意見をいただきました。島谷委員の方から、新第2庁舎が免震工法じゃなしに耐震工法に変わっているということでございます。そこら辺も確認をしなければならんと思ひますし、住民投票条例で提案しておりますのは比較検討表に書いております耐震工法、現本庁舎は免震工法、新築第2庁舎は設計段階で決定をするというような提案になっております。これは新第2庁舎を建てる土地の地盤調査だとか、ああいうものがまだできておりません。どういう土地の状況なのか、そこら辺も勘案しながらいろいろ検討されることだろうと思ひます。それから、桑田氏の方から工期等のお話が出てきまして、前回の委員会のときも山本さんの提案では39カ月、3年以上かかるというようなお話がありました。この住民投票の提案については、これは工期ということで、市民の皆さんに御提案を申し上げております。私の記憶では新築移転が1年6カ月ですか、それから、耐震改修案、第2案ですが、これが、工期が2年というようなことで、この条例案についても工期という部分では約2年というふうに明記をいたしております。これは、山本氏は建築士という立場で、今の日程からすれば今の特別委員会の状況、あるいは基本設計、実施設計、そこら辺も勘案して日程を組むとそれぐらいになるんだらうというふうなプロなるがゆえに出されたことであると思ひますけれども、私はこの基本設計だとか、実施設計というのは、山本氏にどうのこうの言うことではなくして、これは我々議会であるとか、市の執行部の方が責任を負わなきゃならん部分だらうというふうに思っております。ですから、はい。ということで私は思っております、ということをお願い申し上げます。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 委員長のお立場も私わかりますけども、今、委員からさまざま疑問点なりが出ておるわけですね。それで、委員長の今のお話をお聞きしていますと、山本参考人の立場に立って、なんか擁護するような発言があるわけですけども、私は純粋に先回の山本案についてどう思われますかというお尋ねがあつたものですから、私はこう思ひますと、この工期についてもいかがなものかなというふうに申し上げておるわけでございます、そのことについてなり、先ほどの島谷委員の発言なり、それを委員会で諮っていただかなければいけないと思ひます。

一つ一つ委員が発言をしたことについて委員長が、山本氏が権威のある先生かもしれませんが、そこを弁護されるお気持ちもわかりますが、委員会での各委員の発言一つ一つについて、やはり皆さんに諮っていただき、その議題に載せていただかないと、なかなか進まないような気がするんですけども。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。今の桑田委員の発言に関連してと、先ほどの橋尾委員長の免震、耐震の関係での話なんですけれども、私が言ったのは、先ほど言ったように、これにはちゃんと設計時はどう考えるかわからないというふうにはなっているんですけども、ちゃんと表の中に参考で、この設計費の概算は免震で概算しているとしっかりとうたってあるわけですよ。それで、今、委員長、何か知らん、訳がわからないような耐震で設計時にはやられると、そういうことを私は言っているわけじゃなくて、しっかり市民の皆さんに示したこの表が、そうやってうたってあるわけですから、そこをしっかりと精査していただきたいと言ったわけです。ですから、先ほどの委員長のおっしゃり方でしたら、なんか私たちが知らなくて、それをこの表が、表だけが動いているというような捉え方になりますので、その点をしっかりと説明していただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 私の言葉がちょっと足りなかったかと思いますが、そういう私は工事の手法1つにしても、いろいろ議論をしていく中でいろんな手法が出てくるんだらうと、それは根拠として地盤の問題であり、というようなことを申し上げたつもりでございます。ですから、別に山本さんを擁護するつもりはありません。例えば、島谷委員さんがおっしゃった新第2庁舎についても、我々はその20億8,000万の中で、より良いものをつくっていかうという共通認識があるわけですから、その線に沿っていろんな議論をしていく中でやればよいという気持ちでおりますし、私は桑田委員の工期の問題についても、私が捉える工期と桑田委員の言われる工期とは、そこがちょっと認識がずれておるんだらうと思います。

仮に新築移転の工事にいたしましても、非常に基本設計、実施設計をこれから考えたときに、26年度末に工事を完成する、これすらも非常にタイトな日程になってくるんだらうと、他都市の状況を見ておりますと基本設計に1年、実施設計に1年というような、他都市の事例もたくさんあるわけですから、そういう中でわずか9カ月の中で、これからの基本的な方針、それから基本設計、実施設計をやるというような、もうどちらにしても非常にこの9カ月の中で処理をしていくというのは非常に難しい。そういうこともあるので、一概に山本参考人が出された資料で、専門家なるが故にそういう厳しい日程の中で3～4カ月延びていたのかな、工期が。そういうようなことで、それを工期の問題で私は2年というのは工事期間だという取り方をしているの、そこが桑田氏とちょっと認識が違うなど。だから、やっぱりそういうことも、この委員会意思統一を図っていききたいなというふうに思っております。

それから、湯口委員の方から資料が何回か出てきたけども、たびたび資料の中身が違ってくると、ですから今日も提案がありました、どこを基本に議論をしていくかということで、私が申しあげましたように、住民投票条例案を検討するときに議題として上がったその19億9,670万、これをこの委員会として議論していくスタートにさせていただきたいということをお願い上

げました。それから、上杉委員の方から実勢価格で提案をされておると、本来であれば設計の価格で出てくるべきだと、ここもやっぱり違うわけですよ、金額が。ですから、ここをどういうふうに委員会として整理をしていくかということも1つの提案として出てきました。今のところそういう御提案が出たんだろうというふうに理解をいたしております。その他に、御意見ございますか。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 1つ委員長の方をお願いをしておきたいのは、今回山本先生を知見の活用ということでお出でいただいたわけですが、いわゆる一般的な知見活用とは、ちょっとお立場が私は違うように思っているんです。山本先生が立案された案そのものが議論の対象になっているということですから、だから、いわゆる第3者的な立場での知見活用とは、ちょっと異にするんだろうと思うんですわ。だから、お願いしておきたいのは、次のステップに入ったような新たな提案であったり、よりこういうことがこうですというようなことは、また今後の話ですので、とりあえず今まで示された内容について、私たちがわかりやすく納得できるような説明なり、資料なりということをお願いしたいなと思っております。

それと事業費のことですけども、基本的には私は事務所協会さんがおやりになられたような積み上げというのは、非常に難しいと思っております。それは、何故そういうことをいうかと言いますと、本来ああいうスタイルの積み上げができるというのは、ある程度の基本設計をイメージしながら、それから現場を熟知していないとまずできないんですよ。だから、それを山本先生に求めるというのは、今時点でおそらく私は不可能だと思います。やろうとすれば、同じような時間とありとあらゆる資料を提供され、現場を今以上に把握された上でないといけないんだろうと思うんですよ。ただ、じゃあ、何を持ってして概算事業費を示されたかということになるんですけれども、上杉委員が言われたように、山本先生のお話を聞くと、ほとんどがその請負価格をベースにしたような議論で説明されるんですよ。それは、例えば商工会議所にしてもですけど、商工会館なんかは、設計価格はやっぱり坪90万ぐらいかかっているわけですよ。それで、実際は64万ぐらいなんですよ。だから、商工会館という特殊性もあって、会員の方々が御努力されて、かなり安い金額でオーケーになったんだろうなというふうに私は判断しています。

請負率で言うともう72%ぐらいですから。だから、そういうものをベースにされて、いわゆる大枠の予算を組むという上では、非常に危険を伴いますよね、リスクを。だから、本来ですと、もう少し安全性を見て、ある程度細かい設計に入っていく段階で精査ができるような余力があるような設計価格というものを、本来は組まなきゃならないんだろうと思うんですよ。その部分が先生の話聞いていますとなかなかちょっと理解に苦しむんですね、私は。だから、もう無理が効かないんですよ、何かあれば。だから、そこがまずその設計価格と、業者が請負いをベースにした金額を並べておられるところの大きな違いがあるんだろうと思うんですわ。そのあたりがいろんな意味で、不安材料になっているということなんですね。資料を見ても、商工会の関係でも、坪60万と言っておられる、実際は64万かかっているんですよ、請負価格は。そこで4万円の違いが、もう既にそこで出ている。そういうような細かいことを言いますと、そのアバウトな部分での違いを感じるものですから、大丈夫なのかなという不安を覚える

わけです。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。細かい数字の話が出てくると、本当によくわからなくなってくるんですけども、結局あの住民投票で問われた中身というのは、今日資料に、改めていただいたこの2号案のこの大枠ですよ。それで、細かい中身については、その検討会というものが時間的な制約もあって、結局はその1号案の、市がつくられたまとめられた新築の案とは、かけられる時間も全然違いましたので、本当に中身は同等のものできていないというのはもうわかり切った話で、だからこういった大枠と言いますか、こういうかたちでしか住民投票で問えなかった。それで、今いろいろ、この細かい中身のことについて出ているんですけども、結局これは議会でそこまでできなかったという反省があるわけですが、時間的なこともありましたし、結局その住民投票の結果、この大枠で通ったので、ここでこのかたちをどう、20億というね、これでどう向かって行くのかということやっていかないと、数字がどうのこうのというふうになると、なかなか本当に前に進まないなという気はします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 伊藤さんに反論するわけじゃないですけど、本来、私からすれば議会が箱物に予算の枠をはめてこうですよと、なおかつそれを住民投票にかけるなんていうのは、本来あり得ない話なんです。しかし、我々はそれをやってしまったわけですよ。だから、そのところが本当で間違いない数字なのかなと、それで細かい数字を積み上げとは言いませんけども、やはりいろんな事例を、さっきの設計価格の問題、請負の問題、実際に何パーセントでとっているような工事費のものを対象にされても困るわけですし、そこである程度、我々が余力ある部分で納得できる、この程度であれば高い低いはあるけれどもやれるだろうなというふうな安心を与えられるような説明をお聞きしたり、資料が出れば納得できるんですけどね、そこなんです。これ1号案で言えば、確かに1号案も請負価格をベースにして決めておられる。ただ、何が違うかということ、いろんな事例を調べてその平均値を取っておられる。だから、安いのを探してその中から選んでいるんでないということなんだが。幅のある中で、平均的な坪単価で予算枠を組めば、実施設計段階でもなんとか対応できるだろうという考え方なんです。そこが私は山本先生の説明を聞く限りでは、同じようには受け止れないんですよ。だから、そこが心配。それで、何回も言いますが、そこに我々は踏み込んでしまったということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 よくわかります。私はほんとに専門家ではないので請負価格だとか、そういったことで説明されてもすぐには呑み込めない部分があるんですが、今、議会が踏み込んだらいけないところまで踏み込んだっていうか、そういうことを言われました。私もそう思います。だから、そこには戻れないわけですよ、ほんとはやっちゃいけないことをやってしまったわけですから。だけど、私は、だからこそ軌道修正したいということで市がやっぱりつくるべきだということを言っていたわけなんです。そこだけは言わせていただきますけど、湯口さんの言われたことはわかりました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。上田委員。

◆**上田孝春 委員** 今、山本さんが示した数字に対していろいろと疑問というか、納得、理解できないという1つの考え方ですが、最初に申しあげましたように、これは概算で出した数字なんです、1号案にしても2号案にしても。ですから、これを具体的にある程度説明がつくようなかたちで積み上げたかたちでの金額にして、やはり説明するということは、これは大事だというふうに思います。そうであれば、先ほど上杉委員さんからも話がありましたけども、今まではすべてボランティアで、この対案というか、示したわけですから、ですから、でもより具体的にそういったものを出すということになったら経費もかかるわけですから、その辺を踏まえた中でやっぱり山本さんに求めるということも、これは大事なことじゃないかなというふうに僕は思いますけどね。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 先ほどの伊藤委員のことにつきましては、湯口委員の方からありましたけども、やはり議会として長い検討の中で予算ということも踏まえて議論をされた以上は、やはり議会が、この委員会が責任を持って積み上げということを精査していかなくてはならないと、伊藤委員が言われるように丸投げ、執行部の方に丸投げという話にはならんだろうというふうに思うわけです。それで、この山本案について検討会でも長い議論があったわけですけども、その中身について、その概算という、先ほど上田委員の方からもありましてそのとおりです。1号案も2号案も概算ということなんですけども、さあ、これからその中身を一つ一つ委員長の下で、現本庁舎、新第2庁舎、半地下駐車場、それぞれの精査をしていくにあたって、元の話に戻るようですけども、まずはこの検討会に提案をされたその案でいくのか、14日のこの改めて示された、私からすれば新しいプランのようなそういうふうに思いましたけども、それをどういうふうにするのかこの委員会で、どの山本案を基本にこの委員会を進めていこうとするのかということを決めないといけないと思いますし、1つ上田委員の方にもお聞きしたいのは今回14日にこの案が示されました。詳しい資料をということで出てきたのが14日の資料であります、それまで検討会に提出をされた上田委員として、どの案を御覧になってその検討会に諮られたのかそこもお聞かせいただきたいと思いますし、上田委員の方からはどこまでもこの当初のこの案でいくんだということをおっしゃっておられますから、そのとおりだと思いますけども、改めてこの、であるならばこの14日出されたこの案について、どのような感想をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 上田委員。

◆**上田孝春 委員** 検討会で示したとおりで、私もそれが本当の示した、私が提案したものです。私がというか、山本さんと相談して検討会で十分議論して2号案になったもんだという。それで、その後でこの前14日の日に山本さんが示したものについては、山本さんが住民投票の結果を踏まえて、踏まえて、こちらは耐震改修一部増築という、2号案が住民投票で決まったというところの中でより具体的にここの現場を見たという中で、耐震と一部増築、それから、半地下の問題についてはずっと具体的に見積りとか、資料をずっと取り寄せた中で若干半地下にしても思っていた概算よりは安くできるという判断をされております。そして、設備を見たときに、当初のそういったものが若干浮いてきた金があると、金額があるという中で空調を見た

きに、やはり空調は、これは今このままでは、もう少し手を、金をかけた方がいいじゃないかという判断の中で、判断の中で山本さんが浮いた金をこちらの空調の方に加えて自分が考えていた以上にいいものにしていこうという考え方の中でなったというふうに示したのが、検討会では議論しなかった部分が14日に出てきたというのは事実なんです、それはね。

それは現場を見て、現場を見て山本さんが判断をしてこういった方法が、金額については住民投票で示したものがあからその中で数字を、浮いた金を設備に、空調の方にもってきたという提案をこの前14日に示したということなんです。だから、そういった現状で、僕は14日は初めてそのことを説明を受けたということです。ですから、あくまで私が検討会に2号案として提案したときには、今日出ている状況の中で提案をさせていただいたということには変わりはありません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 山本先生がこの間出された新しい案というのは、まさに検討会で大激論したわけです。大激論した、これ、検討会の中で。地下の機械室があること自体、それに、非常に老朽化している。それから、工事のときに大変狭隘の中で本当にできるのかという議論があって、結果としてはこれはできますと。今のその機械を使いながら執務をしながらできるという結果になっておるわけなんですよ。だから、恐らくこのことについても上田委員の方から山本先生なりには相談されたというふうに思っておるんです。それを踏まえて、できるという方向でこの2号案というかたちで提案されたということです。やはりこれは次のステップなんです。この山本案っていうのは、あくまで第2号案をしっかりと精査する中で金額的なことも。逆に言えば、こちらの方が安くするから、こちらの方が安くなったからこれで上げたという、言ってみれば余計なお世話でして、本来はそれはこの特別委員会で検討すべき事項ですから、やはりこの2号案の当初の案について、これをしっかりと精査する。それからの議論だというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 私も、今上杉先生が言われたように、同じ考えだったですけども、前回の委員会の中でも、私も同じことを言わせていただきました。どこが安くなったからこっちに数字合わせでできましたよというふうな回答があったんですけども、私がこの前もお願いしたのは、安くなったら安くなつたで、その数字を出していただければいいと、これは上田委員も今橋尾委員長が言った元になるのはこっちだということで同じ考えた方だと思うんです。ただ、参考人が出された資料自体が我々が求めていた、前回、本来我々としては、この2号案、住民に示したこの2号案に対しての資料をその積算の根拠ですね、それを出してほしいということで、多分委員長も上田委員の方もお願いしていたと思うんですけども、それが全く出できてなかったということが、今日の議論の中身のそごって言いますか、ちょっとかみ合っていないような状態になったと思うんです。ですから、しっかりと委員長にもこれをお願いしたいんですけど、前回もお願いしたようにしっかりとこの2号案の、市民に説明する上で我々もそしゃくして説明しなくては行けませんので、それができるような資料を、ぜひ、これは先ほども言いましたけども、ぜひそれを提示していただきたい。今、上杉委員がおっしゃったのと通じるところ

だと思しますので、ぜひお願いいたします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。湯口委員。

◆湯口史章 委員 関連したような意見になろうかと思えますけども、例えば、地下駐車場は2,500平米というようなことが言われておりましたけども、この間示された案を見ますと、2,700平米になっているわけですよ。車道の部分を含めるとね。なおかつ100台は確かに線を引いておられますけども、6階建てになるわけですよ、新第二庁舎にくるところというのは。ということは、地階の柱なんていうのは、1メートル近いような柱になりますよ、常識で考えれば。車があの通り止まるかという話なんですよ、例えばですよ。だから、そういうようなところを見ても、もう少しなんか専門家としてきちっとした中身を詰めておられないような気がして、心配をするわけですよ。当然面積も増えているっていうこと自体問題ですし、あるいはその新第二庁舎についても、あの基本プランと平面プランを足し算しますと4,000平米からになっていますよ、あれ、あそこなんか。3,650平方メートルなんですよ、当初提案されたのは。それともう1つ言えば、5階につくるその市民がこう使えるこうスペースというようなことで、天井を高くして、ホールみたいなのをつくっとられますけど、あそこだけでも300平米取っておられますよ。しかも1階はエントランスホールなんていう非常にゆったりしたようなスペースを取っておられる。あそこでも170平米、180平米あるわけですよ。その2つ足しただけでも480平米、そういう面積なんです。なら、2,250平米プラス900平米、防災の関係で500平米増やしました。防災の500平米どこに設けるんですかというような話ですよ。今の職員さん、ならもっと狭いところに押し込めて、なんとかつくんさるのかなと思うけど。それから、第2庁舎を現在見ますと、階段を上がったところ、あるいはエレベータを上がったところ、あれぐらいしかホールらしきものってないわけですよ、廊下らしきものなんていうのは。あと全部執務ですよ。ということは、元々あんなゆったりしたロビーやエントランスができるかと言えば、元々の考え方から言えばですよ、なかなか難しいなという話なんです。よ。

だから、ああいうところをみても、どういうふうにお考えになっておられたのか、やっぱり疑問に感じるわけです、細かいことを言うと。そういったことが、理解のできるような説明なり、資料なりがいただければありがたいなということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。湯口さんの言われるのは専門家として、やっぱりそういうところにきちっと目がいくんでしょうけども、私が言うことじゃあないと思えますけども、まだ設計の段階、どういう機能を入れるかっていうこともまだ決まっていないなかで、基本設計にも入っていないという状況ですから、若干のずれはあるんだろうと思えますけども、これは許容範囲だろうと私自身はまだ考えています。その他、ありますか。山本さんに聞きたいことだとか、今、細かい資料の提出っていうことがありましたけども、それが現実には可能なのか、どうなのか、またこれは山本さんと御相談してみないといけないと思えますけど。はい、副委員長。

◆房安 光 副委員長 ちょっと提案ですけども、今いろんな山本浩三氏に対する質問事項、あるいは資料提供についてでましたけども、ここで出たものだけではなくて、委員の方から後で文書で提出をしていただいて、重複するものはまとめて、そういう項目別にしたものを山本浩三

氏の方にお示しをした方が良いのではないのでしょうか。多分、今日、また後であれも聞きたかった、これも聞きたかったということが出てくると思いますので、ですから、事務局にとにかく文書で提出するとか。今出た分はわかると思えますけども、そういうことで取りまとめをしていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、副委員長の方から、各委員の方から今日出された意見はもう皆さん御認識していただいていると思えます。この出てきました問題点も今日いただいた、山本氏の方に回答を求めるようにいたしますし、それ以外にもまだまだいろんな御質疑があろうかというふうに思います。今副委員長が御提案いたしましたように、各委員の方から、もっと他に、こういうことを聞いてほしいと、確認してほしいというような点がございましたら箇条書きでも結構ですので、事務局の方に御提出をいただきたいと思えます。それらをまとめて委員長名で山本参考人の方に回答を求めるという作業に入らせていただきたいというふうに思います。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 今、皆さんがおしゃっていることはもっともなことだと思うんですけども、私前回にも申し上げたことと若干似通っていることの繰り返しになるかもしれませんが、山本先生に今後のやっぱり綿密な積算とかね、それから山本先生でなくてもどなたでもできますかという、えぐいうがった質問で失礼ですけども、先生いかがでしょうかとお訊ねしましたら、やれるんだというふうにおっしゃるように思っています。そこで、私はこれからどういう見積りや、どういう資料をお出し願うのか、これね、いろいろと幅があろうと思うんですよ。そうなりますとね、これまでも、こないだもかなり説明をいただきまして、数字がね、前回とこれが減ったからこっちに増やしてより精査したという話もお気持ちとしてはわかるけども、理屈からいうとおかしな話ですので、その辺をどうやっぱり整理していくかというところまでならいいけども、やっぱり相当な積算を求めるということになれば、私は前回も申し上げましたように、いつまでもボランティアというわけには先生もいかんでしょうと。だったら多少経費のことは別としても、どうなるかは別としてそれをみながら先生にお願いしたらやっただけですかって言ったら、ふるさとのことで喜んでさせていただきますっていうふうなニュアンスの御答弁もいただいたように思うんですが。

だから、なんでもかんでも要望して、また来ていただき、また資料を出していただくということについて、私はこの際思いきって、先生に理解がいただけるのなら基本設計的なものをお出しいただいて、20億に合わせたという言い方はおかしいんですけども、20億でより良いものができるようなスタイルの考え方で、正式にお願いするということは委員長、どうですかね、いつまでも何回来ていただいてもボランティアというわけには、私はいかんというふうに思っていますが、お受けいただければですよ。私はそういうことはできんということになれば第三者のかたにお願いして、そういうはじき方をしていただかんといけませんし、というそこらの見解ははっきりさせんと、どうですかね、私はそういうふうに事務所協会を検討会でも前回の、されていても議論の俎上になってませんで、ほとんどあれは。だからまたそれを事務所協会にこれを、この数字についてどうですかなということでも、まず受けられんかしらんということが想定されますよ。そうなりますと、おえらいでしょうけども、山本先生にひと汗、経費が

いるんなら、幾らかわかりませんがもお出しして、きっちりしたもの出していかんと、これね、検討会の議論で堂々巡りみたいなことに私は特別委員会をしてはならないと思うんです。

やっぱり最終的には次のステップで、前回申し上げましたけども、いましてあるよりも、こうすれば市民の皆さんにも喜んでいただけるし、ここは改善して、若干経費が伸びていくんですけども、直していこうやということがあれば、これは市民の皆さんも納得いただけると思うんですよ。えらい差が出ることは別としてね、そういうことがあるんで、それは、私は賛成なんですけども、それは次のステップでやっぱり議論して、よりいいものに、一定の市民の理解を得るための手続きもいるでしょう。そういうことをして、次のステップに進むということですけど、とりあえず山本先生、経費が要っても、1つのきちっとしたものを出していただく、そうしないと、また前回出していただいて、またこの度、これについてどうでしょう、どうしようというようなことを、繰り返しに、委員長さん、なるんじゃないでしょうか。私はそういうふうに、あっさりとお受けいただけるんならお出しして、力いっぱい積算をしていただくと、こういうことを提案申し上げたいと思うんですけど、以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、上紙委員の方から、提案があったわけでございますけれども、委員の方で今の上紙氏の御提案について、御意見等あろうかと思えます。どなたからでも結構です。桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、上紙委員の方からの御提案、これは将来的には必要であろうと思えますし、この委員会は検討会のような、堂々巡りをするわけにもいかない、この限られた時間の中でやっておりますから、言われる趣旨というものはよく私も理解できますが、委員長、1つこの委員会での結論なんですけどね、この2号案でいくと、この2号案を、再度確認ですが、2号案の精査であるというこの結論で、この委員会の内容を進めていくということによろしいわけですね。と言いますのが、今、上紙委員がおっしゃったこと、これから山本さんにその予算をつけて、そしてこの積算をしていただくということになれば、どの案によって山本さんが出されてくるのかも、この委員会でわかりません、今の段階では。2号案でいくのだということは、まずこの委員会ではっきりしておかなければだめだと思うんです。

それは、なぜかという、議会としての市民への説明責任があるからなわけで、ここをまずはっきりした上で、そしてこの2号案について当然ながら、結さんの方にも説明をされた中でお持ちでしょうから、そのような資料、この前提出されたような資料が、最低限お持ちでしょうから、それをまずこの委員会に出していただき、それを拝見させた上でないと、また予算をつけて出てきた資料が、この2号案とも違う、この14日の案とも違うというようなことになれば、これ、市民は何を信用していいかわかんなくなるわけですよ。ですから、まず2号案について、この委員会で積み上げていくんだと、確認をしていくんだという、その結論を求めたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。上紙委員どうぞ。

◆上紙光春 委員 桑田委員さんね、同じこととして、私が申し上げるのも。前回も山本先生にもお話ししたんですけども、まず2号案というものをしっかりおさえていただきますという前提で、今申し上げているんですよ。それでそれが出てきて、それが例えば20億が若干前後して

いても、これ許容範囲ということもありますから、それはびた一文も違わんということは、これは不可能だと思います。74億でもそうで、けれども、2号案というものをまず積算根拠を示していただくと、その上に例えば先生もおっしゃっていましたように、地下の機械室なんかも、将来分散方式で上に上げた方がいいじゃないかというふうな思いもあるというふうなお話もされていましたがね、それは次のステップ。次のステップで、この特別委員会でも、あるいは執行部でも、専門家の皆さんも含めて、若干金額が上がっても機械室は浸水等の防止のためにも、上に上げようという話は、山本先生に見積もりをしていただいたあとの話でして、私が言っておりますのは、初めから数字が20億になろうが、30億になろうが新しい設計をという意味じゃないんですよ、言っているのは。まず20億8,000万、8,000万は設計費ですけども、20億というものがどういう積算根拠で出ているのかということをお教えしていただくと、そのために経費がいるんなら、やっぱり適切な額をお支払いすればいいんじゃないかと、そうしないと、来てもらって訊ね、それはおかしいじゃないか、またお帰りいただいて、この検討委員会したら、この間の話は、なんべん聞いても納得いかないというような話をずっとキッコウバイコしていてもいけんじゃないかという趣旨でしてね。

だから、桑田委員さん誤解いただかんように、初めに山本先生にお願いするというのは、20億というものをきちっとしたベースにした見積もりをお願いしたらどうだろうか、その中で、今後検討委員会の中で、市民の皆さんに、先ほど申し上げましたように一定の手続きがあるでしょう、上がってきましたら。けれども、市民の皆さん、20億で投票を受けましたけれども、こうした方がよりすばらしいものになりますから、理解していただけませんかという手続きがあるかもしれませんよ、それは次の段階だということを言っておるんでして、そういうふうに理解してください。

◆桑田達也 委員 はい、委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。今のその20億でいくんだと、それは私も理解しておりますが、私が心配しているのは、この20億でいくんだ、この2号案でいくんだと、そういう認識が山本先生に、山本さん自身におありじゃないから、私は大変不安に思ってるわけです。なぜかと言いますと、先ほどから議論になっておりますが、例えば建設費の概算について、新第2庁舎とも耐震工法は免震でいくんだということがきちっとこの関連情報表の中にうたわれて、そして市民の皆さんにも議会として提示してるわけですね、にもかかわらず、14日の提出資料には新第2庁舎については耐震でいくんだと、こういう基本的なことすら、山本先生が御認識になっていないことが私は大変不安であるから、まずはその山本先生の基本的な2号案をおつくりになった資料をこの委員会にまず御提出いただいて、それを私たちが拝見した上で、今、上紙委員がおっしゃるような段階にいくのだろうかというふうに私は思いますので、ぜひ、私の思いとしては、御理解いただきたいなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 これ想像の域なんですけども、恐らく私は、山本先生のところにそんな詳細な数字の積み上げはないんじゃないかなという感じはします。それはこの間の説明からすれば、

他のそれこそ建築についてのそのあたりの平米単価を出しておられて、どこの、一般的に、一般的に平米なんぼでできますよという積み上げのものですから、詳細な積み上げた資料があるかどうかというのは、御本人に聞いてみたらと思いますけれども、私は前回、建築事務所協会には委託した中で、これは報告書の中に、調査業務というかたちで、これ返ってきているわけなんです。ですから基本設計とか、基本計画ではないわけですし、いわゆる調査業務として、この出した20億8,000万円のものが出てきて、結果としてこれは37億になった。ですから、ある面では、さっきの話を先生が細かい資料持っているから、出されてから、それからそれを検討して、今度は知見の活用として、先生の方に基本設計なり、基本計画なりをというような話をという意見は桑田委員の方からあったと思うんですけれども、私はもう調査業務というかたちの中で、山本浩三事務所に20億8,000万円当初にある第2号案、これをそれこそ出された方がいいのかなというふうに思います。

ただ、これは議会事務局の方にちょっと確認しなければいけないわけですから、随契というふうになった場合に、いわゆる民間の一、それこそ事務所に、これが随契というかたちで出せるもんかどうかという、このあたりもちょっとクリアしないとイケんような、そういったあれもありますけれども、基本的な考えとしては、より詳細な積み上げた資料ということになれば、上田委員が言われるように、これボランティアという話にならんわけです。それで、そうなってくればこれが仮定の話ですけれども、調査業務についても、県の事務所協会もかなりの日数を要するというので、たいへんタイトな時間でもこれを出してもらった。そうなってくると、こういった資料が出るまでには、山本浩三さんが向けられて、皆さんの中で、これから資料が出るまでかなりの日数、1カ月か2カ月はかかるんじゃないかなというふうになるんじゃないかなと思います。それが出てこないとなかなか議論に入れない。となれば、26年度の合併特例債ということで進めておったわけですけども、これは委員会の中でこのあたりはやはり確認していかなくちゃならんのですけれども、延長法案が衆参両院の方で通過したということになれば、31年度、これを31年度まで延ばす気持ちはもちろんないわけですけれども、ある程度、時間をかけてでも、しっかり議論をする時間ができたということは、これはあるわけですから。ですから、これは委員会の方で、今26年度中ということでの方向性を出しているわけですけれども、それは少し延ばしてもいいんじゃないかというふうに思うし、今の議論をしていくと、延ばさざるを得ん。今、今後のそれこそ工程を考えるとね、そういうふうを考えております。ですから、私はやはり調査業務としてこれが可能であれば、積み上げた数字はやはり資料として出していただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 その他ありますか。今、ちょっと上杉委員の方からちょっと随意契約というふうなことで役所の専門分野に入ってくるわけですけれども、今、上杉委員の方から提案があった調査業務を随意契約というふうなかたちで発注ができるのかというふうなことがありましたけれども、どなたか、執行部の方で説明できる人があれば。議会事務局の方でも、答えられないかな。はい、総務部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。突然の話でございました、あれです。ちょっと私どもの方で検討させていただきたいと思います。当然ちょっと金額的のものもわかりませんし、どういった

随契理由があるのか、ちょっと今、即答はできません。研究をさせてください。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今日の御意見等賜っておりますも、基本的には住民投票条例案の折に出された2号案ですね、これを基本とするということは、皆さん、認識を同じにさせていただいたと思います。それで、大きくずれておるポイントというのが、上杉委員の方から御提案がありましたけれども、設計価格で本来やるべきところが実勢価格と言うか、請負価格で山本参考人の方が積算しておられると。やっぱりこれについては、何て言うんですか、安全性というか逃げ場がない、非常に厳しい金額設定になっておるので、ここの認識を委員会の方で統一を図って審議を進めていきたいということがございました。それと、先ほど出てまいりましたように、いろんな課題を検討するにあたって、非常に今、つかみの金額しか出ておりませんので、細かい積算の数字を出してほしいと。ただ、これについては、ボランティアでやってきていただいております、本来であれば住民投票条例案の検討の折に、建築士協会に発注した業務そのものが、本来であればこの山本氏案というものをきちんと20億8,000万を精査していただければ良かったんですが、報告に来られた折の第一声が、この山本氏案の20億8,000万は検証していないということが報告の最初に出てきた言葉でありまして、その言葉で全員協議会の場も紛糾をしたという経緯がございました。

これは、皆さんも認識はしておられるというふうに思います。ここできちんとできておれば、今やるような作業というのはもっと省いていただいて、具体的な議論に入れるんですが、現実として今の状況を迎えておりますので、なんとかきちっとした議論ができますように進めさせていただきたいというふうに思います。ということで、総務部長にお願いをしておきますけども、ただいまの提案について、次回の特別委員会に報告を、きちっとした報告をお願いしたいと思いますし、それから各委員の皆様方には、先ほど御確認申し上げましたけど、今日いただいた意見はメモを取らせていただいておりますし、その後の他にもまだまだ聞きたいことがあるかと思っておりますので、この点についてはペーパーで提出していただきたいというふうに思っております。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 すいません。今の随意契約の話がありましたけど、これは出す方はどこになるんですか。出す方って、受け手は向こうですね、山本氏になるんですけど、出す方は議会ですか。

◆橋尾泰博 委員長 議会になりますよね。はい、総務部長。

○羽場恭一 総務部長 今回の委員会の中でお話を伺っておりますと調査事項ということでございますと、やはり議会の方かなというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。伊藤委員に申し上げますけども、これは随意契約で発注する方法があるのかなのか、それから、今日の湯口委員の方から御意見がありましたように言えば山本参考人は提案者であると、それで、たびたび提案された数字も違ってきているということの中でやはり第3者、本人に発注するよりはその20億8,000万を第3者の立場の人に検証してもらうのがいいのではないかという御意見も、今日出ていました。そういうことも含めて、本来であれば第3者の方に検証していただくのがいいんでしょうけども、そこに至るまでにまず今日の審議の内容から見ておりますと、山本さんが提案された20億8,000

万を我々が検証して、それから第3者をお願いをするということになりますと、公募の手続きを取っていかないといかんとということになれば、公募するのもやっぱり2カ月ぐらいはかかるのではないのでしょうか。それから発注をして、1カ月、2カ月業務をしていただいて返ってくるということになると非常に多くの日数が必要になってくる。

それが今のこの鳥取市の市庁舎問題を考えたときに、そのようなゆったりした日程で議事を進めていくことが本当に市民の皆さんにとっていいことなのかどうなのか。ここはまた議論が分かれるところだろうというふうに思います。そういう状況の中で、山本氏案というのが出ておりますから、そうであるなら山本さんが考えている計画をもっとこと細かに提出をしていただく。これは調査業務という一環で随意契約を出したらどうかということになれば、1カ月、2カ月のうちには、きちんとした資料が提出されるのではないかと、そういうことが市庁舎整備を進めていく上で、できるだけ期間を短くして進めていく方法ではないかというようなところでございまして、まだまだはっきりしたことではないんですが、どういふかたちで進めていくのがベストなのか、どういふ方法が取れるのかということも議論して、じゃあ、その方向で行こうということであれば、議長通して執行部の方にも、議会の方に予算を回していただくような話に行くんだらうと思います。それが行くのか行かないのかまだちょっとははっきりしませんので、あらゆる方法を考えていこうということでございます。ということで、総務部長よろしくお願ひしたいです。その他委員の方からございせんか。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** そのような進め方で私もよろしいかと思ひますけども、最終的には、少し先ほどの委員長の方から鳥取県の建築士事務所協会のことにお触れになっておられたわけですけども、私は少し認識が違ひわけです。建築士事務所協会の名誉のために発言をさせていだきたいと思ひますが、建築士事務所協会に発注をした段階で、少なくともこの14日の山本氏が出されていたような最低限、あの程度の資料が提示をされておれば、少し議論も違ひてきたのかなというふうに思ひわけですけども、しかしながら、検討会でその建築士事務所協会の方に提示をしたのは1枚もののペーパーと今、目の前にあるこの模型であると。その中で建築士事務所協会が頭を悩ませて、そして、あの成果表をつくっていったのだというふうに私は認識をしております。それともう1点、知見の活用についてなんですけども、山本さん御自身が具体的な内容の検討というのは、専門家同士の議論が必要なんだらうということをは発言なさっておるわけですけども、こうした専門家同士の議論というものを、今後特別委員会の中で採用していくのかどうなのかということも、今後議論が必要なのではないかなと思ひますので、今後の検討の中に入れていただければというふうに思ひます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。その他ございますか。はい。それでは、今日の御意見多数賜りました。今日はこれ以上は出てまいらんとするに思ひます。先ほども申しましたような作業に入らせていだきたいというふうに思ひます。これを今日の会議の結論といたしたいというふうに思ひます。それから、次のその他の項で、1つ皆様方に申し上げたいことがございます。こうした特別委員会、今日5回目でございます、今日もテレビを、録画をさせていだきております。今日の7時から再放送ということになりますけれども、この委員会の中で出ました皆様の発言、この特別委員会のホームページの方に全部発言を上げさせ

ていただきたいというふうに思います。要約筆記等も考えましたけれども、なかなか要約筆記も難しいということで、伝わるニュアンスもちょっと微妙に変わってくるかと思しますので、全発言をそのままホームページの方に掲載をさせていただきたいというふうに思います。それで、事務局の方にちょっと確認いたしましたら大体作業として文字を起こすのに1カ月かかるということでもあります。ですから、最初の1回は1カ月かかりますけれども、1週間にいっぺんやっていけば次からは1週間ごとに載っていくということで、最初はちょっと時間かかりますけれども、やっぱり市民の皆さんにどういう審議をやったかということを伝えるためには、もういたし方がないのかなというような気持ちであります。

そういうことで、議事録の掲載については、そのように取り計らわせていただきたいというふうに思います。それから、次回の特別委員会でございますけれども、議会の最終日でございます25日、2時からこの会場で第6回を開催をさせていただきたいというふうに思います。次回の特別委員会は、この本庁舎の免震工事及びこの本庁舎の設備の改修について、御議論をいただくというふうに思っておりますので、委員各位におかれましては、25日まで設備の改修案並びに本庁舎の免震工事に対する御意見等を取りまとめて御参加いただきますように、よろしくをお願いいたします。それでは、本日の第5回の特別委員会を閉会とさせて。

◆上紙光春 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい、上紙委員さん。

◆上紙光春 委員 その通りで結構ですし、委員長ね、それなりのきちっとした内容を持ちながら、こうしてスケジュールをいただいておりますけれども、今、組んでございます特別委員会、出るのになんら問題はないんですけど、いろいろな諸情勢の中で、さっきの随契なんかの話、よっては、この日に特別委員会をしてもあんまり意味がなさんじゃないかなということが起きるかもしれませんのでね、これはこの通りでなくても、臨機応変に検討いただいて、テーマが特段ないのに、ということにならんように1つお願いしておきたいと思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。そのように配慮いたします。それでは今日、本日御苦労さまでございました。

午前11時45分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博